豊岡市立竹野小学校　いじめ防止基本方針

令和５年４月４日更新

１　いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。**【いじめ防止対策推進法　第２条】**

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。**【参考】いじめ防止のための基本的な方針（文部科学大臣決定）**

２　校内組織体制

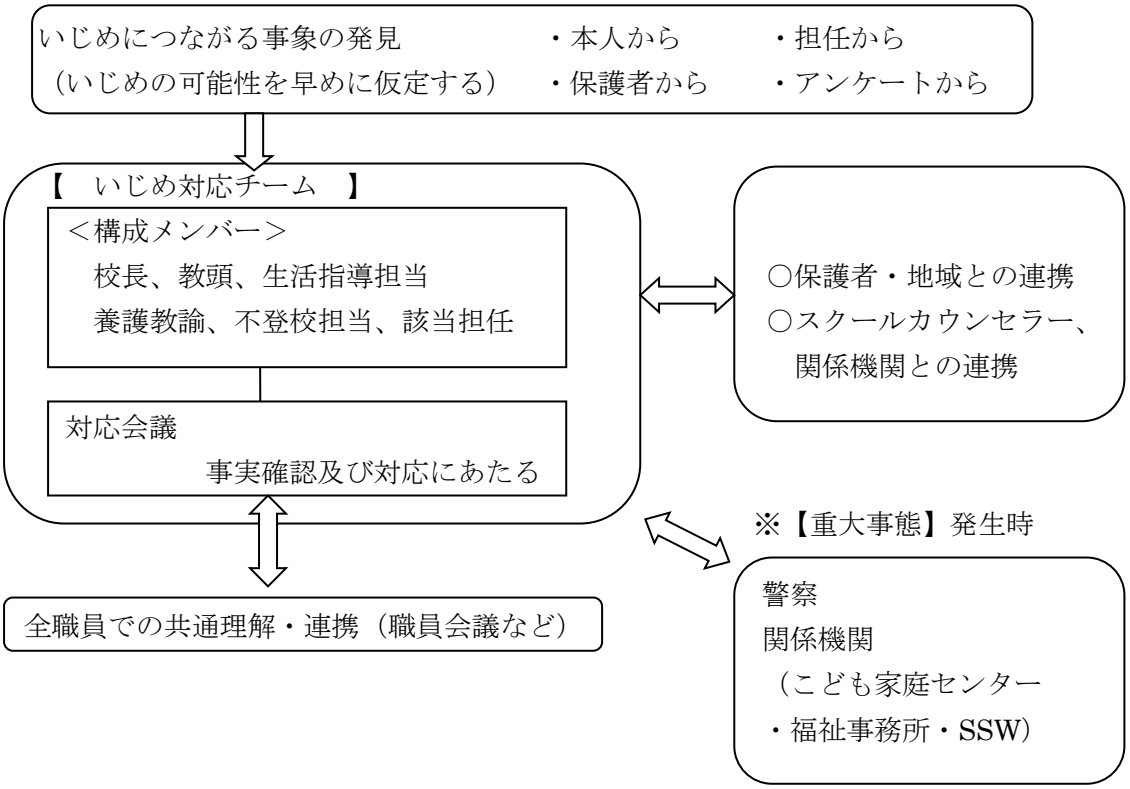

３　いじめの防止（いじめの未然防止のための取組）

（１）　基本的な考え方

- 授業改革（分かる授業）、学級づくり、道徳教育、体験活動の充実、特別活動教育
- 自己有用感、自己肯定感の育成
- 子どもと向き合う時間の確保

（２）　研修の充実

- いじめについての共通理解
- 全教職員で「いじめ防止基本方針」の確認、指導方針の共通理解

・　保護者、教員向け情報モラル研修会の実施（年１回）
・　児童向け情報モラル研修会の実施（年１回）4～6 年生

（３）　児童の主体的な活動の推進（自己有用感や自己肯定感の育成）

・　学級づくり、道徳教育、体験活動の充実、特別活動教育
・　児童が自らいじめについて学び、取り組む活動
・　異年齢交流、ありがとうの会　等

（４）　地域や家庭、関係機関との連携

・　いじめ基本方針のホームページ公開
・　オープンスクール、学校便り、学級便りの発行
・　市教委や各関係機関との連携

４　いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組）

（１）　基本的な考え方

・　教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知する。
・　いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。　別紙１

（２）　いじめの早期発見のための措置

・　月１回のいじめアンケートの実施※中学校卒業時まで保存(校長室一番右側金庫)。
・　アセステストの実施と分析（年３回　５月・１０月・１月）
・　全児童への教育相談（個別面談）の実施（年３回　５月・９月・１月）
　＊子どもの心を理解する強化月間（本来なら２月だが時期的に遅いため）

５　いじめへの対処（発見したいじめに対する処置）

（１）　基本的な考え方

・　いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、被害児童を守り通すとともに、毅然とした態度で加害児童を指導する。速やかに生活指導担当に連絡し、校長が「いじめ対応チーム」を召集する。情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を行う。

（２）　いじめの発見・通報を受けたときの対応

・　いじめを認知した場合は、その場で、毅然としていじめを止めさせる等の対応・指導をする。合わせて、速やかに学級担任、生活指導担当、管理職に連絡し、いじめ対応チームを機能させ組織的に対応する。
・　いじめの通報を受けた場合は、その内容を記録し、学級担任、生活指導担当、管理職に連絡し、いじめ対応チームで組織的に対応する。そして、学級担任又は生活指導担当を中心にして、当事者双方、周りの児童から聞き取り正確な実態把握をして対応する。

（３） いじめられた児童又はその保護者への支援

・ いじめられた児童への支援

「絶対に最後まで守り通す」という強い意志を示すと共に該当児童が安心して学校生活を送ることができる体制を整える。またＳＣや相談機関と連携して心のケアを図る。

・ いじめられた保護者への支援

発見したらその日のうちに迅速に、家庭訪問等をして事実関係を伝える。そして、学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。そして、該当児童が安心して学校生活が送られるよう、「絶対に最後まで守り通す」という強い意志を示すと共に、該当児童が安心して学校生活を送ることができる体制を整える。

（４） いじめた児童への指導又はその保護者への助言

・ いじめた児童への指導

「いじめは絶対に許されないものである」ということを強く伝えると共に、いじめに至った経緯や心の悩みなど内面にも目を向けた対応をする。そして、いじめられた側の気持ちをしっかり考え受けとめられる指導をする。

・ いじめた保護者への助言

正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者の悲しい気持ちを伝える。保護者の協力を強く求め、心のこもった謝罪をすると共に、今後の関わり方を一緒に考え、真の信頼を築くことを意識させる。

（５） いじめが起きた集団への働きかけ

・ 全ての児童が、集団の一員として互いに尊重し認め合う人間関係を構築できる集団づくりを推し進める。そのために、「いじめは決して許されない」と毅然とした姿勢を示し、学級、学年の問題とする集団を作る。いじめをはやし立てたり見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることだと理解させる。そして、直接当事者に注意したり先生に伝えたりするなど、いじめをなくすために何ができるか考えさせる。

（６） ネット上のいじめへの対応

・ ネットを利用したいじめは、その匿名性のために罪悪感が低くなりがちである。いじめがエスカレートしやすいうえに、広範囲に広がる危険性があることを啓発する。

（７） 関係機関との連携

・ いじめが犯罪行為に当たる場合の関係機関との連携等

6　重大事態への対応

【重大事態とは】
○いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
○いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
（年間 30 日を目安だが一定期間連続して欠席しているような場合迅速に調査に着手）

※児童や保護者から、「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあったとき
対応方法
①学校の下に、重大事態の調査組織を設置
②調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
③いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供
④調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

※学校の設置者が調査主体の場合
（学校主体調査では十分な結果を得られないと設置者が判断したり、学校の教育活動に支障が生じたりするおそれがあるような場合）

⑤調査結果を踏まえた必要な措置
（例：指導主事や教育センターの専門家の派遣による重点的な支援、生活指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等）

7　いじめ防止に関わる年間指導計画と評価

・毎月のいじめ防止アンケートの実施
・アセステストをもとにした全児童への個別相談（５月、９月、１月）
・ＰＤＣＡサイクルによる定期的な見直し
・「いじめ対応チーム」会議
・「いじめ対応チーム」会議を踏まえた校内研修等
・教職員の資質能力向上のための校内研修等
・毎週終礼にて「児童理解の会」を開催し、各学年の様子を共通理解

＜いじめ早期発見のチェックリスト＞

別紙１

いじめが起こりやすい（起こっている）集団の雰囲気・様子	
□決まりが守れない	□傍観者の立場の子が多い
□言葉が乱暴	□人を見て態度を変える
□グループで行動する	□数人の子の言動の影響が強い
□ひそひそ話	□ストレスをためている子
□押しつける	□冷やかしがある

いじめられている可能性がある子の表情・様子	
○生活全体	
□服装の乱れ	□元気がない
□持ち物が無くなる	□周りを気にする
□机・イス・掲示物に落書き	□自信がなさそう
□くつがかくされる	□表情が暗い・下向き
□お金・物を要求される	□明るく振る舞う
□一人でいる	□体に傷・あざ
□遊んでいてもとけこめない	□教師に話さなくなる
	□文字の乱れ
○授業	
□発言しない・少ない	□教科書に落書きされる
□ぼーっとしている・意欲がない	□机が離される
○休み時間	
□一人でいる	□ボールを集中的に当てられる
□仲間に入れてもらえない	□ボールをさわらせてもらえない
□外に出たがらない	□片付けをさせられる
○給食・掃除	
□しゃべらず食べる	□いやな仕事を押しつけられる
□食べられない、食べ残し	□食べ物に異物を入れられる
□量が極端に少ない・多い	□配ってもらえない
□ぞうきんが隠される	□注意されやすい

いじめている（可能性のある）子の心や言葉・様子	
□言葉が乱暴	□ストレスがたまっている
□グループでいる	□いつもおもしろくなさそうな表情（無表情）
□他の子を威嚇する	
□親を気にする	□何とも思っていない・スカッとする
□自分を正当化する	□やめたいという気持ちもある（仕方なくやっている）

＜教職員のいじめ対応チェックリスト＞

子どもの変化を見逃さないために
〔自身の行動〕
□子どもへ笑顔で積極的にあいさつしている
□子どもの顔を見ながら出席を確認している
□連絡帳・生活ノート等を確認している
□授業において子ども同士の話し合いの場づくりを心がけている
□休み時間等も子どもたちと一緒にいるようにしている
□掃除の仕上がり（机の並び方、ゴミの取り残し等）を確認している
□休み時間、清掃時等に声かけ（チャンス相談）をしている
〔情報共有〕
□子どもの話題を日常的に職員室で取り上げている
□気になる子どもの情報を職員室で共有している
□養護教諭と情報共有している
□スクールカウンセラーと情報共有をしている
□いじめに関するニュースや研修した内容等を、教職員同士で伝え合っている
〔子ども・保護者への対応〕
□子どもの提出物や学習用具の忘れ物に気を配っている
□子どもの体調（腹痛や頭痛等）に気を配っている
□子どもの服装の汚れや破れ等に気を配っている
□子どもの間のあだ名や呼び方に気を配っている
□子どもの不適切な発言を聞き流さず、その場で注意・指導している
□子どもの給食や弁当の食べ残しに気を配っている
□教室の子どもの机の中を確認している
□子どものがんばりを伝える通信づくりをしている
□気になる子どもの家庭への連絡や家庭訪問をしている

適切ないじめ対応のために
〔自身の行動〕
□自校の「学校いじめ防止基本方針」の内容を理解している
□「いじめ防止対策推進法」の定義に基づき、いじめられている子どもの心情に寄り添って、いじめを認知しようとしている
□いじめアンケートから明らかになったいじめに関する情報を把握している
□自校でいじめの防止等のために行っている校内研修やOJT等の内容を日常の指導に活かしている
〔情報共有〕
□校内いじめ対応チームのメンバーを知っている
□日頃から管理職や同僚と報告・連絡・相談ができる関係を築いている
□子どもの気になる様子を見聞きしたら、どんなに小さなことでも学年職員や管理職等に報告している
□少しでもいじめが疑われたら、校内いじめ対応チームに報告している
□いじめアンケートの回答はその日のうちに理解し、他の教職員と情報共有している
〔子ども・保護者への対応〕
□子どもに対し、いじめは絶対に許せない行為であることを、各教科、道徳科、特別活動等を通して、計画的に指導している
□子どもに対し、いじめなどの行為を見聞きした場合には、見て見ぬふりをせず、必ず教職員に伝えるよう指導している
□子どもや保護者に対し、授業、保護者会、学校便りなどの多様な機会を活用し、いじめ防止のための取組を伝えている
□子どもや保護者に対し、いじめ等についての相談は学校以外の相談窓口でも行っていることを伝えている
□子どもや保護者に対し、いじめアンケートの結果について必ずフィードバックしている

参考「いじめ対応マニュアル」（兵庫県教育委員会）

生活指導（いじめ対応）年間計画

	委員会議題	取り組み	アセス及び教育相談	いじめアンケート
4月	4月提案文書 いじめアンケート		研修日程調整	毎月15日実施 生活指導委員会 実施、共通理解
5月	いじめアンケート アセスについて	問題行動報告（月報）	5月前半　アセス研修 5月15日頃　アセス実施 教育相談 5月終わり　共通理解	
6月	いじめアンケート 学警連絡会資料 （夏休みのくらし）	心を理解する月間の 取り組み		
7月	いじめアンケート 情報モラル教室 夏休み前指導			
8月				
9月	いじめアンケート 10月アセスについて		9月15日頃　教育相談	
10月	いじめアンケート	心を理解する月間の 取り組み	10月15日頃　アセス実施 教育相談 10月終わり　共通理解	
11月	いじめアンケート 学警連絡会資料 （冬休みのくらし）			
12月	いじめアンケート 冬休み前指導 1月アセスについて			
1月	いじめアンケート アセスについて		1月15日頃　アセス実施 1月終わり　共通理解	
2月	いじめアンケート 学警連絡会資料 （春休みのくらし）	心を理解する月間の 取り組み		
3月	いじめアンケート			